

だれもが 幸せになれる 社会をめざす



問 人権施策推進課
☎ 073-441-2560
FAX 073-433-4540

基本的人権の尊重をうたった日本国憲法により、すべての人に法の下の平等と幸福追及の権利が保障されています。

しかししながら、今もなお、部落差別や、障害のある人、性的少数者に対する不当な差別など、さまざまな人権侵害が起きています。社会の理解が進まないことにより、不利益を受けたり、生きづらさを感じ、悩みを抱えている方々がいます。

県では、あらゆる差別の解消に取り組むとともに、お互いを尊重し、だれもが幸せになれる社会の実現をめざします。

そのため、令和5年12月議会において「部落差別の解消の推進に関する条例」の一部を改正するとともに、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」を制定しました。また、令和6年2月からは性的少数者に対する不利益や不都合の解消に向けた「パートナーシップ宣誓制度」を導入します。

部落差別の解消



部落差別の解消

部落差別を許さない

和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例

(令和2年3月施行)

問 人権政策課

☎ 073-441-2560 FAX 073-433-4540

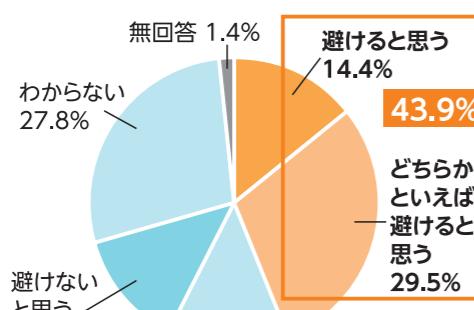
部落差別の解消

これまで県民の皆さんや市町村等と一緒にさまざまな取組を行ってきた結果、部落差別は解消に向かいつつありますが、依然として、行政機関への同和地区の問い合わせやインターネット上における誹謗中傷の書き込み等の許しがたい差別事件が発生しています。

県では、令和2年3月に施行した「和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例」に基づき、相談体制の充実や教育・啓発をより一層推進するとともに、令和6年4月には、部落差別を行った県内事業者を公表することができる改正条例を施行し、さらなる部落差別の解消に取り組みます。

同和地区にある物件に対する忌避意識

問: 引っ越しなどにあたって、新たに住まいを選ぶ際に、物件が同和地区にある場合、あなたはどうされますか。



同和問題(部落差別)に関する県民意識調査



和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例の一部改正
(令和6年4月施行)

県では、結婚や就職に際しての身元の調査や不動産取引に関する調査による部落差別を行った県内事業者が、県からの指導に従わず、さらに県からの勧告にも従わない場合は、その旨を公表することができます。条例の一部改正を行いました。

条例の全文はこちる▼



- 差別事象への対応
- インターネット上の部落差別に関する書き込みの把握、県民意識の把握
- 実態の把握
- 相談への対応、相談担当職員の資質向上
- 部落差別に関する理解と認識を深めるための研修会や講演会を開催
- 教育・啓発
- 部落差別解消に向けた取組
- 相談体制の充実

部落差別に関する理解と認識を深めるための研修会や講演会を開催

相談への対応

部落差別に関する書き込みの把握、県民意識の把握

実態の把握

相談体制の充実

相談への対応、相談担当職員の資質向上

部落差別に関する理解と認識を深めるための研修会や講演会を開催

相談体制の充実

部落差別に関する書き込みの把握、県民意識の把握

実態の把握

相談体制の充実

部落差別に関する理解と認識を深めるための研修会や講演会を開催

相談体制の充実

部落差別に関する書き込みの把握、県民意識の把握

実態の把握

相談体制の充実

部落差別に関する書き込みの把握、県民意識の把握